

学籍番号

氏名

8. 自家用電気工作物を〔1〕する者は、自家用電気工作物において感電事故が発生したときは、「電気関係報告規則」に基づき、事故の発生を知ったときから〔2〕時間以内に事故の発生の日時、場所、電気工作物並びに〔3〕を、また、事故の発生を知った日から起算して〔4〕日以内に〔5〕を管轄する産業保安監督部長へ報告しなければならない。

(1) (2) (3) (4) (5)

9. 受電電圧 6.6kV の自家用電気工作物を設置する事業場における次の事例のうち、電気関係報告規則に基づいて、設置者その場所を管轄する産業保安監督部長に対し報告すべき事故に該当しないのはどれか。

- (1) 電圧 100V の屋内配線が過負荷により高熱となり、電気火災が発生して、建物が全焼した。
- (2) 落雷により 6kV 負荷開閉器が焼損し、一般送配電事業者に供給支障事故を発生させた。
- (3) 高圧の段路器を誤って操作した電気工事作業者が、発生したアーク熱により全治 1 ヶ月の火傷を負って入院した。
- (4) 高圧の受電用真空遮断器が誤動作により損傷し、操作不能になった。
- (5) 従業員が、分電盤内の電圧 200V の端子に触れて感電負傷し、1 週間入院した。

該当しないのは

10. 自家用電気工作物を変更した場合で所轄産業保安監督部長に報告しないでよいものとして正しいものは、次のうちどれか。

- (1) 発電所の出力を変更した場合
- (2) 送電路の電圧を変更した場合
- (3) 需要設備の最大電力を 900kW から 1500kW に変更した場合
- (4) 需要設備を廃止した場合
- (5) 配電線路の電圧を変更した場合

報告しなくて良いのは

11. 次の文章は「電気事業法」における、電気の使用制限等に関する記述である。〔1〕は、電気の需要の調整を行わなければ電気の供給の不足が国民経済および国民生活に悪影響を及ぼし、公共の利益を阻害する恐れがあると認められるときは、その事態を克服するため必要な限度において、政令で定めるところにより、〔2〕の限度、〔3〕の限度、用途もしくは使用を停止すべき〔4〕を定めて、小売電気事業者等の供給する電気の使用を制限し、または〔5〕電力の容量を定めて、小売電気事業者等からの〔5〕を制限することができる。

(1) (2) (3) (4) (5)

12. 下記文章は、電気用品安全法の規制範囲を示したものである。

〔1〕電気工作物の部分となり、またはこれに接続される機械、器具または材料であって、〔2〕で定めるもの、および〔3〕であって、〔2〕で定められるもの。また、この電気用品は、〔4〕電気用品と〔4〕電気用品以外の電気用品に分類される。

(1) (2) (3) (4)

13. 下記の文章は、電気用品安全法の一部を記したものである。

(1) 電気用品を製造または輸入しようとする者は、事業開始の日から〔(1)〕以内に経済産業大臣へ届出しなければならない。

(2) 上記事業者は、電気用品について〔(2)〕を行い技術基準に適合しているか、確認しなければならない。

(3) 上記事業者は、特定電気用品を〔(3)〕するときまでに経済産業大臣の登録を受けたものの〔(2)〕を受けなければならない。

(1)                      (2)                      (3)

14. 電気工事士法に基づく自家用電気工作物(最大電力 500kW 未満の需要設備)の電気工事作業に従事することができる者の資格と電気工事に関する次の記述のうち、正しいのはどれか。

(1) 認定電気工事従事者は、200V で使用する電動機に至る低電圧屋内配線工事の作業に従事することができる。

(2) 第一種電気工事士は、非常用予備発電装置と設置される原動機および発電機の電気工事の作業に従事することができる。

(3) 第二種電気工事士は、受電設備の低圧部分の電気工事の作業に従事することができる。

(4) 第二種電気工事士は、ネオン用として設置される分電盤の電気工事の作業に従事することができる。

(5) 第二種電気工事士は、100V で使用する照明器具に至る低圧屋内配線工事の作業に従事することができる。

正しいのは

15. 次の文章は「電気事業法」および「電気事業法施行規則」に基づく電気主任技術者の保安の監督に関する記述である。

1. 電気主任技術者は、事業用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安の監督の職務を〔(1)〕に行わなければならない。

2. 第三種電気主任技術者が保安の監督をすることができる事業用電気工作物の範囲は、電圧〔(2)〕kV 未満の電気工作物（出力〔(3)〕kW 以上の発電所を除く）である。

(1)                      (2)                      (3)

16. 次の文章は「電気事業法」および「電気事業法施行規則」の電圧および周波数の値についての説明である。

1. 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧の値を標準電圧が 100V では、〔(1)〕を超えない値に維持するように努めなければならない。

2. 一般送配電事業者は、その供給する電気の電圧の値を標準電圧が 200V では、〔(2)〕を超えない値に維持するように努めなければならない。

3. 一般送配電事業者は、その供給する電気の標準周波数〔(3)〕値に維持するように努めなければならない。

(1)                      (2)                      (3)

17. 「低圧」とは、直流にあっては〔(1)〕V、交流にあっては〔(2)〕V 以下と定義されており、「高圧」とは〔(3)〕，特別高圧とは〔(4)〕と定義されている。

(1)                      (2)                      (3)                      (4)